

ホームヘルプサービス「狛江陽だまり」(介護予防・訪問介護事業所) 運営規程

(目的)

第1条 生活協同組合パルシステム東京(以下「事業者」という)が開設する、ホームヘルプサービス「狛江陽だまり」(以下「事業所」という)において実施する指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における国基準訪問型サービス事業第1号訪問事業(以下「事業」という)について、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業は、利用者に必要な入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助(以下「サービス」という)を提供することにより、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができること、また、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業は次の方針に基づき運営する。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の意向に沿う適切なサービスの提供に努める。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し計画的に実施する。
- (3) 法令等を順守するとともに、利用者の希望や心身の状況に応じ適切なサービスを提供する。
- (4) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- (5) 関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 事業者は自らその事業について評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所)

第4条 事業所名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 生活協同組合パルシステム東京 ホームヘルプサービス「狛江陽だまり」
- (2) 所在地 東京都狛江市和泉本町4-5-24

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、事業の別により次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業・・・調布市、狛江市、稲城市、三鷹市、世田谷区
- (2) 調布市介護予防・日常生活支援総合事業における国基準訪問型サービス事業第1号訪問事業・・・調布市全域

(職員体制)

第6条 事業所には以下の職員を配置する。

- (1) 管理者・・・1名(サービス提供責任者を兼務)
- (2) サービス提供責任者・・・2名(常勤2名 うち2名は介護福祉士)
- (3) 訪問介護員等・・・10名(常勤 1名 ・非常勤 9名 うち5名は介護福祉士)

(職務の内容)

第7条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他管理業務
- (2) サービス提供責任者
利用の申込みに係る調整
定期的な利用者の状態の変化やサービスに関する意向の把握(モニタリング)
居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者(地域包括支援センター等)との連携・報告等

訪問介護員等に対する援助目標・内容の指示や利用者の状況の伝達

業務実施状況の管理・把握

訪問介護計画、介護予防訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画(調布市総合事業)の作成

(3) 訪問介護員等

サービス提供責任者からの指示・伝達に基づくサービスの提供

サービス提供後の利用者の状況等の、サービス提供責任者への報告

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から金曜日(祝日を含む。12月30日から1月3日は休業)

(2) 営業時間 午前9時から午後5時30分

(サービスの提供方法及び内容)

第9条 事業所が提供するサービスのうち主なものについて、サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 訪問介護計画、予防訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画(調布市総合事業)(以下「サービス計画」という。個々の計画について述べる場合はその限りでない)の作成

(2) 指定訪問介護サービス

訪問介護計画に基づく以下のサービス等

身体介護(食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助、他)

生活援助(食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、他)

夜間巡回(排せつ介助、体位交換)

(3) 指定介護予防訪問介護サービス

介護予防訪問介護計画に基づくサービス等

(4) 調布市介護予防・日常生活支援総合事業における国基準訪問型サービス

介護予防訪問介護計画(調布市総合事業)に基づくサービス等

(5) 利用者及び利用者家族からの相談対応

2 前項第2号、第3号及び第4号の具体的な内容は、利用者の居宅サービス計画、介護予防サービス計画等(以下「居宅サービス計画等」という)に基づき作成した、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画(調布市総合事業)により決定する。

3 この他のサービスについては、法令等を順守し提供する。

4 サービスを緊急に利用することが必要な場合は、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとする。このとき、サービスの内容は利用者の選択によるものとする。

(利用料その他の費用)

第10条 サービスを提供した場合の利用料その他の費用は次のとおりとする。なお、詳細は別紙「料金表」のとおりとする。

(1) 法令等に定める利用料

(2) 通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合の交通費の実費相当額

2 前項第2号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、同意を得る。

3 利用者の居宅においてサービスを提供するために使用する光熱水費や交通費、その他代金に該当する費用は利用者負担とする。

(利用申込みと契約)

第11条 サービス提供責任者は、利用者又はその家族から、あるいはいずれかの依頼を受けた介護支援専門員等からの利用申込みを受け付け、調整を行う。

2 正当な理由のない限り、利用申込みに対してサービスの提供を拒まない。

3 利用申込みのあった場合は、重要事項について文書等で説明し、利用申込書を受領した後、契約を締結する。

(指定居宅介護支援事業者との連携)

第12条 事業所は、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との連携を密にし、利用者の状況等の把握や、利用者の状況や希望等の変化に対応する。

(サービス計画の作成等)

第13条 サービスの提供を開始する際には、利用者の希望や心身の状況、また、そのおかれている環境や家族等介護者の状況を把握し、サービス計画を作成する。既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、この内容に沿って計画を作成する。

2 サービス計画を作成、変更した場合は、その実施に先立ち、利用者又はその家族に当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 サービスは当該計画に基づいて提供し、継続的に評価を行う。

(サービス提供の記録)

第14条 サービスを提供した際は、その内容等について記録する。

2 サービス提供の記録は、当該利用者の利用が終了した日から2年間保管する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 事業所は、利用者の体調変化、疾病、受傷などのほか、災害発生時等の緊急時には、速やかに必要な措置を講じるとともに、主治医や家族をはじめ、利用者を担当する介護支援専門員等へ速やかに連絡を行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第17条 事業所は、サービスに要する備品、物品の衛生管理に留意する。

2 従業者は感染症に関する知識等の習得に努めるとともに、定期的に健康診断を受診し、その結果を管理者に報告する。なお、健康診断の方法は就業規則等において定める。

(相談・苦情対応)

第18条 事業所は、利用者からの相談又は苦情を受け付ける窓口を設け、迅速に対応する。

2 相談・苦情の内容等を記録し、その完結した日から2年間保管する。

(事故への対応)

第19条 サービスの提供に際して事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族等、利用者の該当する保険者及び事業所所在地の保険者に連絡する。

2 事故の内容及び対応状況等を記録し、その完結した日から2年間保管する。

3 事故により事業所が負うべき賠償の責任が生じた場合には、速やかに賠償を行う。

(秘密保持)

第20条 事業者、事業所並びに従業者は、業務上知り得た利用者等の情報について秘密を保持する。また、従業者でなくなった後も同様とする。

2 前項を保証するため、雇用契約及び就業規則においてこれを定める。

(研修)

第21条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、研修計画を作成し、従業者が研修等に参加する機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(その他)

第22条 この他事業所の運営に関する事項は、事業者と管理者が協議し定める。

2 本規程の改廃は事業者(専務理事)が行う。

附則

この規程は、2010年8月9日から施行する。

2010年 8月 9日制定

2012年 7月25日改定

2013年 1月24日改定

2016年10月 1日改定

2023年11月28日改定